

原子力事業者防災業務計画 用語の定義の見直しについて

2020年12月18日
東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

第1章第2節 定義 課題の整理

TEPCO

- 防災業務計画上の用語の定義(原子力警戒組織、原子力防災組織、原子力防災要員)と本文(別図、別表含む)の記載に不整合があること。
- 前回の防災業務計画修正案説明時に、用語の定義内の『等』の使い方について整理が不十分であったことから、用語の定義を再整理し、本文と共に修正する。

19. 発電所原子力警戒組織

発電所に置かれる原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための組織をいう。

20. 本社原子力警戒組織

本社に置かれる原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための組織をいう。

21. 原子力警戒組織

発電所原子力警戒組織及び本社原子力警戒組織をいう。

22. 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

23. 本社原子力防災組織

本社に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

24. 原子力防災組織等

原子力警戒組織、原子力防災組織及び本社原子力防災組織をいう。

27. 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。具体的には発電所の原子力防災組織に所属する社員(原子力防災管理者、副原子力防災管理者を除く)、原子力防災組織の業務の一部を委託した会社の作業員、並びにその他発電所及び本社等の原子力防災組織に所属するもののうち原子力災害発生時に発電所の原子力防災組織に入り、原子力災害対策活動を行う可能性がある社員をいう。

28. 原子力防災要員等

原子力防災管理者及び副原子力防災管理者並びに原子力防災要員をいう。

19. ~~発電所~~原子力警戒組織

発電所に置かれる原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための組織をいう。

20. 本社原子力警戒組織

本社~~等~~に置かれる原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための組織をいう。

~~21. 原子力警戒組織~~

~~—発電所原子力警戒組織及び本社原子力警戒組織をいう。~~

~~21. 原子力防災組織~~

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

~~22. 本社原子力防災組織~~

本社~~等~~に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

~~24. 原子力防災組織等~~

~~—原子力警戒組織、原子力防災組織及び本社原子力防災組織をいう。~~

~~25. 原子力防災要員~~

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。具体的には発電所の原子力防災組織に所属する社員(原子力防災管理者、副原子力防災管理者を除く)、原子力防災組織の業務の一部を委託した会社の作業員、並びにその他発電所及び本社等の原子力防災組織に所属するもののうち原子力災害発生時に発電所の原子力防災組織に入り、原子力災害対策活動を行う可能性がある社員をいう。

~~26. 原子力防災要員等~~

原子力防災管理者及び副原子力防災管理者並びに原子力防災要員をいう。

~~27. 本社原子力防災要員~~

本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う社員をいう。

